平成２２年（フ）第８９７号
大阪府茨木市美沢町15番40号、申立時の住所兵庫県赤穂市木津1327番地の230
債務者　長谷川文江
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７５号
兵庫県相生市古池本町５－２、住民票上の住所兵庫県相生市向陽台６番12号
債務者　山根　大作
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１１９号
兵庫県姫路市飾磨区阿成渡場282番地　リブラン阿成201号
債務者　濱崎　公美
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１５２号
兵庫県加古川市米田町船頭537番地　船頭県住722号
債務者　大髭　典明
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１５３号
兵庫県加古川市米田町船頭537番地　船頭県住722号
債務者　大髭　信子（旧姓大森）
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１５８号
奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｅ14―202号
債務者　石原　克也
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第８号
和歌山県御坊市湯川町財部611番地４
債務者　早川　弘子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第３２１号
広島県安芸郡熊野町出来庭２丁目４番10号
債務者　中本　紫野
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２６号
広島市西区己斐西町19番48―９号　大富荘Ａ号
債務者　冨田　健二
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５９号
広島県廿日市市佐方４丁目10番９―405号
債務者　中村　光博
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６０号
広島県廿日市市佐方４丁目10番９―405号
債務者　中村　眞琴
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３７０号
広島市安佐南区西原１丁目20番33―404号
債務者　ティーエムプランニングこと　坪井　貢
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４２７号
広島市安佐南区山本７丁目33番24号
債務者　渡邊　芳江
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３７号
愛媛県松山市山越町411番地６　土居マンション１Ｆ
債務者　安倍　繭美
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２４０号
北九州市八幡西区清納１丁目３番７―302号
債務者　中村　雄二
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２４１号
北九州市八幡西区清納１丁目３番７―302号
債務者　中村　ルミ
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２５５号
北九州市門司区浜町６番22―203号
債務者　河村　良子（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部